

東海村文化財保護・活用計画

2018年 3月

東海村教育委員会

目 次

はじめに

1 計画策定にあたって

- (1) 計画策定の背景・目的
- (2) 計画の位置づけ・期間

2 文化財保護・活用の基本的考え方

- (1) 東海村の歴史文化の特徴
 - ①東海村の概要
 - ②東海村の歴史・文化の特徴
- (2) 文化財を取り巻く現状と課題
- (3) 文化財の定義
- (4) 基本的な施策の方向性
 - ①基本目標
 - ②基本目標を実現するための3つの方針

3 施策の展開

- (1)基本方針 文化財を調査・把握する
 - 施策① 分野別の計画的な調査の実施
 - 施策② 埋蔵文化財の調査・研究の実施
- (2)基本方針 文化財の保護・活用を図り, 東海村の文化財として村民が共有する
 - 施策③ 文化財の指定・登録と収集・保存
 - 施策④ 文化財の公開・活用
 - 施策⑤ 史跡等の保全・整備
- (3)基本方針 文化財を通じてひとづくり・まちづくりへ展開し未来を展望する
 - 施策⑥ 関連文化財群の調査
 - 施策⑦ 「とうかいまるごと博物館」の整備・推進
 - 施策⑧ 文化財を通じたひとづくり
 - 施策⑨ 広報, 情報発信の充実化

4 計画推進にあたって

- (1)計画の進行管理及び推進体制

5 資料

- (1)策定経過
- (2)参考資料

はじめに

「文化財」という言葉から何を連想しますか。小学校の社会で学んだ埴輪や土器などの遺物ですか。それとも、歴史的建造物ですか。文化財とは、私たち人間の文化的・生活的な活動によって生み出され、残されたものすべてだと言われています。私たちが住む東海村の成り立ちや人々の暮らしそのものも文化財と言えるかもしれません。

近年、社会環境や生活環境の変化、家族構成の変化、価値観の多様化などを背景に、文化財を次世代に継承することが困難な状況になっております。

本村においても同様であり、世代交代等により、貴重な価値があるにもかかわらずその価値を見いだせないまま、散逸、滅失する恐れが懸念されています。

一方、文化財や伝統文化を「まちづくり」に活かす機運も高まっており、村民が村の歴史や自然に親しみ、地域を再発見することで、「ふるさと東海村」の成り立ちや生活の歩みを大事に伝えていく取り組みが期待されています。

こうした課題解決のために、総合的な視野に立って文化財を地域の歴史の中で捉え、保護し、次世代へつなげること、村の歴史や文化、自然を活かした魅力あるまちづくりを推進していくことを目的として、「東海村文化財保護・活用計画」を策定いたしました。

本村には、県指定史跡である「石神城跡」をはじめ、多数の文化財が存在しております。文化財の保護・活用を通じて、子どもたちからさまざまな世代まで、地域の歴史や文化に親しみ、地域を再発見することで、東海村という「まち」を「ふるさと」と感じていただける取り組みを進めていきたいと思っております。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、東海村文化財保護審議会委員の皆さまをはじめ、関係者の皆さまからご協力とご指導を賜りましたことに対し、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

東海村教育委員会
教育長 川崎 松 男

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的

近年、これまで行ってきた文化財保護が、文化財保護法や文化財保護条例のもと指定文化財に指定し類型ごとの保護措置を講じ一定の効果を挙げていると評価されているものの、一方で、指定文化財等の評価された部分だけが強調され、周囲の環境と切り離されてしまっているという課題が指摘されています。ⁱ

本村では、村内の重要な文化財を保存・活用するため、「東海村文化財保護条例」を昭和51年に制定し、今日に至るまで、考古資料や彫刻、史跡や天然記念物など30点を「東海村指定文化財」に指定してきました。また、「人物埴輪」「絹本著色聖徳太子絵伝」は県指定文化財に、「石神城跡」は県指定史跡に指定となっており、照沼家住宅主屋が国登録有形文化財に登録されています。

さらに、本村独自の取り組みとして、特色ある地域の自然や文化を文化財として登録することで村民のふるさと意識の高揚を図る「東海村ふるさとの自然・文化登録制度」を平成14年から開始したほか、平成23年からは「東海村文化財保護事業費補助金」を設置し村指定文化財や国登録文化財の管理、修理、復旧その他の保護維持するための財政的な支援の実施を行うなど、文化財を積極的に保護する取り組みを行ってきました。

しかしながら、本村においても、文化財をとりまく環境は大きく変化しており、社会環境の変化、価値観の多様化、少子高齢化の進行などを背景に、文化財を次世代に継承することが困難になっています。特に指定等されずに積極的に保護されていない文化財は、災害時も含め、急速に散逸するおそれが懸念されています。

一方で、文化財や伝統的な文化の価値が見直され、「まちづくり」に歴史や伝統文化を活かそうという機運も高まっており、村民が村の歴史や文化に親しみ、地域を再発見することで、東海村という「まち」を「ふるさと」と感じられる取り組みが求められています。

本村では、平成9年に文化財保護計画を策定し、文化財の指定や重要な史跡の保全、調査などを実施してまいりましたが、策定から18年が経過し、今の時代に即した新たな文化財保護活用の施策が求められています。

よって、従来の文化財保護に加えて、総合的な視野にたつて、文化財を地域の歴史の中で捉え、保護し、次世代へ繋げ、東海村の歴史・文化を生かした魅力あるまちづくりを推進していくため、文化財保護・活用計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ・期間

本計画は、東海村第5次総合計画後期基本計画（H28年度～H32年度）、東海村教育プラン2020（H28年度～H32年度）、東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27年度～H31年度）を具現化するための、今後5年間の文化財保護・活用施策の方針及び具体的な取り組みを示した分野別計画です。また本計画は、文化庁が地方公共団体の文化財保護行政を進めるための基本的な構想として策定を推奨する「歴史文化基本構想」ⁱⁱにあたるものです。

○計画期間:平成30年度～平成34年度

■ 東海村第5次総合計画後期計画

計 画 期 間	平成 28 年度～平成 32 年度
基 本 理 念	村民の叡智が生きるまちづくり
基 本 目 標	過去に学び，現在を考え，未来を拓くことのできる叡智の伝承・創造 を目指します
分野別将来像	みんなが学び成長するまち
政 策	村民が気軽に生涯学習や生涯スポーツ，歴史・文化に触れ合えるまち をつくる
施 策	「文化財の保存と活用を図る」

■ 東海村教育振興基本計画後期計画（とうかい教育プラン 2020）

計 画 期 間	平成 28 年度～平成 32 年度
基 本 理 念	子どもたちと大人たちが共にはぐくみ合い共に育ち成長する教育立村 を目指して～むらづくりは人づくり 人づくりは共育から～
施 策	「文化財の保存と活用を図る」
施 策 目 標	「文化財を多くの方に周知します」 「文化財や自然を次世代に引き継ぎます」 「地域の教育力の向上を推進します」

■ 東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略

計 画 期 間	平成 27 年度～平成 31 年度
基 本 方 針	「2040 年・総人口 38,000 人」を目指して取り組む 「若い世代に」焦点を当て，世代を超えて取り組む
関 連 施 策	地域資源を活かした魅力づくりの推進 「東海村が好き」子どもたちの郷土愛を育む体験づくりの推進 地域資源を活かした観光の推進による東海村の「ファン」づくり

2 文化財保護・活用の基本的考え方

(1) 東海村の歴史文化の特徴

①東海村の概要

東海村は、関東平野の北東隅に位置します。茨城県の県庁所在地である水戸市の北東約15km、東京からは約110kmの距離にあります。東は太平洋に面し、西は那珂市、南はひたちなか市、北は久慈川をはさんで日立市と接しています。

村域は、東西、南北とも7.9km、総面積は38km²となっており、村内には国道6号、国道245号が縦貫し、常磐自動車道の東海スマートインターチェンジや、特急が停車するJR常磐線東海駅も立地し、交通アクセスが整っています。

地形は、標高が20～30mの台地（洪積地）と久慈川や新川流域に発達する標高が6m前後の低地（沖積地）、海岸部によって成り立っています。

台地上は侵食による谷が入組み、複雑な地形を形成しています。また、東側の海岸部から台地にかかる斜面は海岸段丘がみられ、久慈川に面した台地は河岸段丘が連なり、台地縁辺部の崖下には豊富な湧水地が多くみられます。また、久慈川の南側と真崎浦、細浦などの低地は沖積地で水田地帯となっています。台地上には畑地と平地林が広がり、東へ緩やかに傾斜した先端が砂丘となり太平洋へ続いています。海岸部はクロマツが植林され、現在、海岸防災林として指定されています。

「東海村」は昭和30年に石神村と村松村が合併し、誕生しました。合併当時の人口は11,526人でしたが、その後人口は増加傾向が続いており、平成29年4月1日現在で38,336人となっています。

②東海村の歴史・文化の特徴

②-1 東海村の成り立ちと歴史

【成り立ち】

東海村では今から約1300万年前から現代までの大地の歴史を地層からみることができます。

その地層の様相や産出される化石から、東海村は今から約数百万年前は深い海の底であったことが分かります。やがて海が退き、村域の大部分が陸地になりました。約12～13万年前には古東京湾の一部になって村全体が浅い海底になりましたが、5～6万年前からは、東海村は完全に陸地になり、広い台地と一段低い広大な海岸低地が広がっていました。ⁱⁱⁱ

【旧石器時代】

今から約2万年ほど前の氷河期には、氷河ができて海水が減り、海水面が現在よりも数百m以上も低下し、東海村の沖合20数kmまで低地が広がっていました。白方地区に所在する西光遺跡から、約3万3000年前～3万1000年前と考えられる石器が出土しており、この頃に

は既に東海村に人々がいたことが分かっています。この時代を旧石器時代と呼び、石器を用い、狩りをして生活をする人々がいたと考えられています。



西光遺跡 旧石器時代遺構調査風景

【縄文時代～弥生時代】

約1万年前になると、地球温暖化により、気温が上がり、氷河期にできた大陸氷河が溶けて海水面が上昇しました。最も暖かかった時期は縄文時代前期と呼ばれる今から約7,000年前であり、海拔の低い低地は海となり湾や入り江を形成し、村の北部は豊岡、亀下、竹瓦、石神外宿などの久慈川の低地が入り江となり、東側の真崎浦や細浦、阿漕ヶ浦は太平洋の入り江となって内湾を形成し、現在よりも海が内陸側に入り込んでいたと考えられます。

そのような海と川に面した水辺環境は人々が居住地とするのに適しており、人々は水辺環境を臨む台地上にムラを営み始めました。真崎浦・細浦周辺台地上及び久慈川周辺には、縄文時代の貝塚が見られます。また、縄文時代、弥生時代の集落跡を多数確認できます。なかでも、真崎浦右岸の台地上に営まれた縄文時代の環状集落跡である堀米A遺跡からは、汽水域に生息するヤマトシジミや貝刃、多量の石錘（石のおもり）などが出土し、水辺環境が人々に豊富な水産資源をもたらし、ムラ形成に大きな意味を持っていたことが分かります。



5000～6000年前の水陸図

(東海村の自然調査会編『東海村の自然』P29 図を一部改変)



堀米A遺跡出土 ヤマトシジミ

【古墳時代～江戸時代】

久慈川や太平洋が持つ水運・海上交通の機能は、支配者にとっても重要な意味を持ちました。大和朝廷による東国進出は 4 世紀末から 5 世紀末にかけて始まったとされ^{iv}、この地は大和朝廷の東国進出における重要拠点となっていたと考えられています^v。村内には 4 世紀から 7 世紀にかけて、水辺を臨む高台に多くの古墳が築かれており、この時期の村域を支配していた豪族たちの姿を彷彿とさせます。

さらに、古代の交通制度である駅馬・伝馬の制として、都と国府と地方を結ぶ駅が各地方に置かれるようになります。諸説の一つとして、常陸国府から陸奥へ通じる陸路・海路の交通の要衝として東海村には石橋駅家が置かれていたという説があり、水辺のムラである東海村は古代の交通を考える上で重要な位置を占めていたと考えられます。^{vi}

中世においても、久慈川や真崎浦は、海上交通の要地として注目され、室町時代から戦国期にかけて、佐竹氏の家臣である石神小野崎氏により久慈川沿岸には石神城が築かれました。また、真崎浦に張り出す岬には同じく佐竹氏の家臣である真崎氏との関係が想定される真崎城が存在します。

江戸時代に入ると、東海村は水戸藩領になり、現在の大字単位の地区の原型が出来上がりました。また、石神地区には近隣 84 箇村をまとめる郡奉行所である石神陣屋が置かれ、江戸時代には岩城相馬街道が通り、街道沿いは宿場町として発展しました。この街道が現在の国道 6 号線となり茨城県の主要道路として重要な役割を担っています。

このように、豊かな水辺環境を有し水辺のムラである東海村は支配者にとって重要な意味を持つ場所でした。また、中世から近世にかけては、村松山虚空蔵堂を拠点とした人々の往来が頻繁に行われてきました。都からは東国への入り口であり、海路から陸路を結ぶ重要な位置を占めていた東海村は人・もの・文化が往来する場所であり、そこからは生き生きとした人々の行き交う姿が彷彿とされます。



真崎古墳群



石神城跡

【明治時代～現代】

昭和 10 年に、村松海岸に村松晴嵐荘が創設され、日本で初めての国立結核療養所となりました。その結果、東海村は結核病治療の拠点として医学界に知れ渡ることになりました。^{vii}村松晴嵐荘の創設により、無医村であった東海村に医療が設置され、それに伴い道路や店舗なども整備され、村の近代化につながりました。

昭和 30 年には、石神村と村松村が合併し、「東海村」が誕生しました。その前年、国会で原子力関係予算が提案可決され、日本における原子力事業が開始されました。豊富な水源を確保できる水辺のムラである東海村の海岸部に日本原子力研究所が設置され、日本で初めて原子の火が灯った村になりました。以降、数多くの原子力関係機関や工場が設けられ、それに伴って人口が増加し、住宅地や商店街ができ新たな発展をしてきました。^{viii}



日本原子力研究所の立地を視察した正力国務大臣記者会見（昭和 31 年 4 月 19 日）

②-2 水辺のムラの風土とそこで生きる人々

【水辺が育んだ生業】

海や川に面した水辺環境は豊かな生業・産業をもたらしました。

村内の遺跡からは、様々な漁労の道具が出土し、古代から水辺での漁業を行っていたことが分かります。また中世では久慈川におけるサケ漁、近世では地引網漁や真崎浦や阿漕ヶ浦での漁業が展開されました。久慈川でのサケ漁は現在も行われており、久慈川での漁法が現在も引き継がれています。

村松海岸砂丘内の村松白根遺跡の発掘調査では、中世後半以降の大規模な製塩跡とそれに伴う建物跡、墓坑等が確認されています。これらのことから村松海岸では 15 世紀～17 世紀にかけて、製塩を生業とするムラが形成されていたことが分かりました。また、製塩の道具のほか、多様な生活道具や、煙管などの嗜好具、サイコロなどの遊具、青磁稜花皿や国産陶磁器類が出土しており、佐竹氏や水戸藩にとって重要な財源であった製塩のムラの豊かな生活の様子が伺えます。^{ix}

また、谷津が複雑に入り組む東海村の地形は、豊富な湧水をもたらし、これらを活かして水田

開発が行われてきました。村内各地には人口的な溜池が現存し、湧水や久慈川を利用して稲作が行われてきました。近年では地形を利用して畑作や果樹栽培も盛んに行われ、台地上では干し芋づくりが村の大きな産業の一つになっています。



現在のサケ漁（平成 27 年撮影）

【信仰と水辺の景観】

海浜地帯は、神々の来臨するような聖地として認識されていたとされ、本村の海浜地帯にも如意輪寺や村松山虚空蔵堂、大神宮、豊受皇大神宮など、歴史の古い社寺が存在します。

海岸部には漂着神伝承が伝わっており、平磯海岸の清浄石も神が漂着した聖石とされ、豊受皇大神宮の祭神もこの磯に出現されたという伝承が記録されています。また、大神宮も平磯の巨岩が怪光を發し、その光が真崎浦をさしたことから奉斎され大同年間（806～808）に平城天皇より「村松五所明神」の神号を受けたと伝えられています。それに関係し、ヤンサマチとよばれる各村々の氏子が各神社の御銚や御神輿を奉じて平磯海岸の清浄石や酒列磯前神社に神幸した浜降り祭の神事が昭和4年まで行われていました。本村でも大神宮、豊受皇大神宮、須和間の住吉神社、石神外宿の住吉神社が参加し、特に大神宮は、村松海岸を起点として酒列磯前神社に向かって走る競馬の儀を行い、盛大な祭として知られていました。^x

村松山虚空蔵堂には霊木が村松海岸に漂着し、空海がそれを三分しその一つに虚空蔵尊を刻んで祀ったという伝承があります。虚空蔵尊は、その化身が明星とされ星によって舟の位置を確かめる船乗りや漁民たちから深く信仰されていました。村松山虚空蔵堂には元禄二年に村松沖で難破しそうになった船員達が頭髪を切り銭 53 文の穴に通して釘で打ち付け海に流し村松海岸に漂着した木が「霊験木」として現存しています。^{xi}

また室町時代以降、海岸沿いである真崎浦や村松の地は景勝地として知られ、特徴ある景観を作り出していました。応仁2年(1468年)には連歌師の宗祇も村松を訪れ、「なむこくさうほさつ（南無虚空蔵菩薩）」を頭においた10首の歌を詠んでいます。さらに、近世に入ると、徳川斉昭により、水戸八景が選定され、村松の村松晴嵐がその一つとして選ばれており、東海村の水辺環境が美しい景観として人々に認識されていることが分かります。^{xii}

さらに、近世に入ってからは村松山虚空蔵堂にて十三参りという習俗が盛んに行われるように

なり、東海村は「十三参りの村」とも呼ばれるようになります。十三参りとは、十三歳になった男女が知恵と福德を授けるといわれる虚空蔵菩薩を祀る寺院に参詣する行事のことであり、現在も多くの人々がこの地を訪れています。^{xiii}



ヤンサマチ（村松大神宮の様子 昭和4年）

【水辺のムラの災害とそこで生きる人々】

東海村の水辺環境は、人々に恵みをもたらすものでもありましたが、一方で人々を苦しめるものでもありました。

景勝地として名を馳せた真崎浦は、水面が海水面よりも低いために増水すると水が溢れて周辺の村々に甚大な被害を与えていました。そのため、旧那珂湊市（平磯）の西野長次郎により安政3年に真崎浦を沼地から水田へ変える干拓事業が着手されました。干拓はその後幾度も中断しましたが、真崎浦耕地整理組合によって昭和13年についに終了し、現在の水田地帯へと変化を遂げました。^{xiv}

海岸部においては、大風が吹き続けムラが砂で埋まったという千々乱風伝説が伝えられており、風によって吹き上げられる砂により人々が集落移転を余儀なくされたり、真崎浦につながる新川の河口が砂で埋まり、周辺の村々に甚大な被害を与えるなど、飛砂による被害に人々は苦しめられてきました。そこで、砂防工事の請願書を出し、農商務省の「海岸砂防林造成に関する試験地」に決定され、調査研究や植林が行われました。植林は、大正12年から昭和20年代の終わりまで3期にわたって行われ、述べ35年間、約23,000人の村民の手により松が植林され、現在の村松海岸砂防林が作られました。この村松海岸の砂防林植栽事業は、その後、研究成果が生態学的に体系化され、この事業に最初から最後まで指導的役割を果たした河田杰農学博士の名をとって「河田式」または「茨城式」と呼ばれ、海岸砂防林を造成するときの主要な施工方法の一つとなりました。^{xv}

また、久慈川は暴れ川として知られており、洪水のたびに久慈川流域の低地の集落に甚大な被害を与えていました。そのため、人々は久慈川の流路を変え、集落を守る土手や「クラ」と呼ばれる水防建築物を作り、久慈川と共存して生きるために防災的な面からも多くの工夫をしてきました。その人々の知恵と工夫によって、現在の久慈川流域の低地集落景観が作られています。

このように、人々は、この地で生きていくために色々な知恵を育みながら、村の姿を変えてきたことが分かります。



現在の村松海岸砂防林（平成 28 年撮影）



竹瓦地区の水害（昭和 13 年）

②-3 東海村の歴史・文化の特徴

水辺環境を有する東海村は水辺のムラとして古来から豊富な食糧が採れる生活の場であり、交通の要衝であるという特徴を有していました。そのような東海村は様々な人・もの・文化が行き交う場であり、多様な往来の中で産業の場として、信仰の場として、景勝地として様々な姿を変えながら発展していきました。そして、そこには、水辺のムラである東海村の環境の中で生きていくために多くの工夫をしてきた人々の姿があります。

東海村の歴史・文化の特徴は、水辺環境を有する東海村の風土のもとで展開されてきた歴史・文化とそこで生きてきた人々の歴史が現在の東海村の姿として示されているところにあります。そして今もなお、東海村で生きる人々の歴史が続いているのです。



現在の久慈川風景（平成 28 年撮影）

(2) 文化財を取り巻く現状と課題

村では、村内の重要な文化財を保存・活用するため、昭和 51 年に「東海村文化財保護条例」を制定し、考古資料や彫刻、史跡や天然記念物など 30 点を「東海村指定文化財」に指定するなど、文化財保護に努めてきました。特に貴重なものとして、「人物埴輪」「絹本著色聖徳太子絵伝」は県指定文化財として指定されています。

さらに、特色ある地域の自然や文化を文化財として登録することで、村民のふるさと意識の高揚を図るため平成 14 年度から「東海村ふるさとの自然・文化登録制度」を開始したほか、村指定文化財や国登録文化財を維持するための財政支援など、文化財を積極的に保護する取り組みを行ってきました。平成 17 年には茨城県による未指定有形文化財調査が行われ、その際に指定に相応しいという調査結果がでたものについて、順次、指定文化財に指定しています。

村内の自然調査としては、村の地質、動植物、地史・古生物等の調査を平成 6 年から 10 年ごとに実施しています。

埋蔵文化財については、埋蔵文化財包蔵地分布調査や、その後の調査により、現在 176 ヶ所の遺跡を確認しており、開発に伴う試掘調査や発掘調査を実施しています。その際に出土した遺物は現在、コンテナ 1,800 箱を数えます。この保管状況は理想的な状態になく、近年の住宅開発の増加によって今後も出土遺物の増加が予想され、保管場所を確保しなければなりません。また、村史編纂を始めとする調査により約 4,000 点以上確認した古文書や、昭和 53 年に調査を行った東海村内の石仏石塔についてもその後十分な追跡調査が行われておらず、現状を把握できていない状況です。

村内にはまだまだ多くの文化財が存在している可能性があります。特に、未指定・未登録の文化財については現状を把握できておらず、社会環境や価値観の多様化により、地域に存在している文化財がその価値が見出されないまま失われてしまう恐れがあります。

文化財の活用については、発掘調査報告書の刊行やパンフレットの作成のほか、中央公民館や小学校での一部展示を行っているものの、多くは公共施設に分散して仮置している状況であり、村の「歴史」を伝えきれていないのが現状です。

地域固有の歴史・文化財を村民共有の財産として、収集、保存、調査・研究し、将来に伝承していくこと、また、郷土の歴史を「見たい、知りたい、学びたい」といった村民の学習ニーズに応え、村への愛着を深め郷土意識の醸成につなげるためには、拠点となる施設の設置及び管理・活用の組織体制の構築が求められています。

(3) 文化財の定義

本計画において、「文化財」を次のとおり定義します。

文化財保護法に準拠し^{xvi}、指定・未指定、有形・無形を問わず、東海村の環境の中で人々が育んできた「風土、生活、文化」を示すあらゆるもの。

(4) 基本的な施策の方向性

本計画においての基本目標と、基本目標を実現するための方針を次のとおり定めます。

①基本目標

ふるさと東海村の歴史と自然を「学び・理解し・共有する」ことを通して、郷土の誇るべき文化財を次世代へ継承するとともに、ひとづくり、まちづくりに活用し、未来を展望する。

②基本目標を実現するための3つの方針

1 文化財を調査・把握する

2 文化財の保護・活用を図り、東海村の文化財として村民が共有する

3 文化財を通じてひとづくり、まちづくりへ展開し、未来を展望する

3 施策の展開

(1)基本方針 文化財を調査・把握する

施策① 分野別の計画的な調査の実施

【現状と課題】

自然については、概ね10年ごとに村内全域の地質、動植物、地史・古生物等の自然調査を実施し、報告書を刊行して自然保護意識の高揚や郷土学習への活用を図っています。これまでの調査で採集した資料の一部は標本化して保管しています。

文化財の調査については、村史編纂時に調査が実施され、調査された古文書は目録として冊子化されています。また、平成17年度に茨城県による未指定有形文化財調査が行われており、調査の結果、指定に相応しいとされた文化財については順次指定文化財に指定しています。

しかし、東海村内の石仏石塔調査や古文書調査など、一部の文化財は過去に調査を実施しておりますが、追跡調査を実施していないため、現状が把握できておりません。また、調査は一部に留まり、広く未指定文化財を把握できていないのが現状です。よって、村内全域を対象とした調査による文化財の把握及び計画的かつ継続的な調査の実施が課題となっています。

【取り組み内容】

■施策①－1 未指定文化財の計画的な調査の実施

- 分野別の調査計画を策定し、計画的に調査を実施します。
- 民具・古文書は特に散逸の恐れが大きいことから、優先的に調査を実施します。

■施策①－2 継続的な追跡調査の実施

- 追跡調査を継続的に実施することで、現状の把握に努めます。

■施策①－3 調査結果の蓄積と公開

- 調査結果を蓄積し、利活用しやすいようデータ化します。
- 調査の成果は、様々な媒体を用いて速やかに村民へ公開します。

施策② 埋蔵文化財の調査・研究の実施

【現状と課題】

本村では、平成21年度から埋蔵文化財を専門領域とする文化財担当正職員を配置し、埋蔵文化財の保護・保存・活用に留意する体制を整えてきました。また、平成25年度からは、

担当職員の他に発掘経験豊富な文化財保護専門員を置き、体制の更なる強化を図っています。

開発行為に伴う埋蔵文化財の照会や試掘、発掘調査は年々増加傾向にあります。調査の件数も増加しているものの、開発との調整や期限が迫る発掘調査等が優先され、その調査結果の学術的な分析・研究等にまで及ばず、村の歴史を明らかにすることが十分にできていません。また、開発が多い地域については、現状を確認できていますが、開発申請が出されていない場所については現状を把握できていないため、定期的な現地踏査を行うことが課題となっています。

適切な調査研究を行うにあたっては、専門職員の配置・育成を行うとともに、業務の標準化を図り、体制の充実と業務の円滑化を図る必要があります。

また、現在、埋蔵文化財発掘調査の情報は紙資料で管理され、過去の調査記録が検索しにくくなっていることから、容易に過去の情報が検索できるデータベースの構築が求められています。

【取り組み内容】

■施策②-1 調査体制の整備を図る

- 埋蔵文化財管理データベースを構築し、業務効率化や活用を図ります。
- 埋蔵文化財調査マニュアルを作成して業務標準化を図り、円滑な実施につなげます。
- 埋蔵文化財専門職員の配置・育成、調査研究体制の充実に努めます。

■施策②-2 調査・研究の実施と成果の公開

- 開発に伴う記録保存調査を適切に実施するとともに、重要な遺跡・史跡等の学術調査を、必要性を見極めながら実施します。
- 現地踏査及び試掘・発掘調査の成果を研究し、村の歴史を明らかにすることに努めます。
- 調査の成果を、適切に記録・保存・公開し、埋蔵文化財の普及・啓発に努めます。

(2)基本方針 文化財の保護・活用を図り、東海村の文化財として村民が共有する

施策③ 文化財の指定・登録と収集・保存

【現状と課題】

村の重要な文化財については指定文化財に指定し、保護に努めており、現在、村指定文化財 27 件、県指定文化財 3 件が指定され、照沼家住宅主屋が国登録有形文化財に登録されています。また、指定の枠組みを超えて、多様な文化財を保護活用する「ふるさとの自然・文化登録文化財制度」を平成 14 年から導入し、現在 29 件の樹木が登録されています。さらに、東海村文化財保護事業費補助制度、東海村文化財保護報奨金制度により、村指定文化財等の所有者の経済的負担の軽減、文化財保護の促進に努めています。

しかしながら近年は価値観の多様化等により、文化財の散逸や滅失も危惧されており、未指定文化財を把握し、指定文化財や登録文化財の計画的な指定、登録を行っていくことが求

められています。

また、文化財所有者等への経済的な負担の軽減に努めていますが、指定文化財や国登録文化財以外の文化財に対する支援策がないため、文化財を維持管理できなくなり手放すケースも見受けられます。そのため、現状に即した支援策を講じることが求められています。

また、文化財の収集については、一部民具等の寄付はあるものの、保管・活用施設がないため積極的に収集できず、散逸する恐れが指摘されており、それらの文化財の保護措置をとることが課題となっています。

【取り組み内容】

■施策③-1 計画的な文化財の指定・登録

○指定・登録計画を作成し、計画的に文化財の指定・登録を進めます。

■施策③-2 文化財の積極的な収集

○散逸の恐れのある文化財は、寄贈や寄託も含めた収集方針を定めたうえで積極的に収集します。

■施策③-3 収集文化財の適切な保存・管理

○収集した文化財や標本資料は、(仮称)歴史と未来の交流館で適切に保存・活用を図ります。

○文化財を適切に扱うことのできる学芸員等の専門職員の配置・育成に努め、文化財に関する組織体制を整備します。

■施策③-4 既存補助制度の拡充や新たな支援制度の検討

○文化財が適切に保存・活用されるよう既存補助制度の拡充や新たな支援制度を検討します。

施策④ 文化財の公開・活用

【現状と課題】

現在、村では発掘調査によって出土した遺物、寄贈を受けた民具や美術品等を所有していますが、常時公開できる場所がないため、村民に十分に公開・活用しているとは言えない現状にあります。これらの文化財を村の歴史として公開し、村民が共有できるようにすることが課題となっています。

【取り組み内容】

■施策④-1 文化財の公開・活用を図る

○文化財が語る村の歴史・文化を(仮称)歴史と未来の交流館で展示し、公開・活用を図ります。

- 郷土学習の教材として文化財を活用します。
- 講座、現地見学会など、村民が文化財を多角的に理解できる事業を展開します。

施策⑤ 史跡等の保全・整備

【現状と課題】

石神城跡、真崎古墳群などの重要な史跡の一部については、公有地化して保護・保全に努めるとともに、地域の団体活動との協働・支援を行っていますが、一方で、民有地にある史跡や歴史的建造物などは、所有者の高齢化や価値観の多様化等により次世代へ引き継がれないケースが生じることが予想されます。

遺跡については、開発等により失われる可能性があり、重要な遺跡・史跡をどのように保護・保全していくかが課題となっています。

【取り組み内容】

■施策⑤－1 史跡の積極的な保護・活用・整備を図る

- 取得も視野に入れて民有地にある史跡等の保存・活用策を検討し、共有の財産として文化財が次世代に引き継がれるよう努めます。
- 石神城跡、真崎古墳群、真崎浦舟着場など、村が所有または管理している史跡を適切に管理し、さらなる活用方策を検討します。
- 学芸員等の専門職員の配置に努め、文化財に関する組織体制を整備します。

(3)基本方針 文化財を通じてひとづくり、まちづくりへ展開し、未来を展望する

施策⑥ 関連文化財群^{xvii}の調査

【現状と課題】

元来、文化財は相互に関連性を持って存在し、また、文化財が継承されてきた背景には地域の人々の残したいという意志が記録や伝承として残っている場合もあります。

これまでの文化財保護は、指定文化財の指定などの保護措置の面が強調され、指定文化財がその周囲の環境と切り離されてしまっているという指摘があります。本村においても、文化財は単体として指定、登録され、これらの文化財が示す地域の歴史ストーリーを明らかにするところまで至っていないのが現状です。

村の歴史・文化を理解するには、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、人々の活動や伝承など、文化財を総体として捉える考え方が必要となっています。よって、文化財や文化財をとりまく周辺環境を「関連文化財群」として総体で捉え、明らかにしていくことが求められています。

【取り組み内容】

■施策⑥ー1 関連文化財群の調査・研究

- 地域の中にある関連文化財群を調査・研究し、まちづくりの新たな施策「とうかいまるごと博物館」事業などで、関連文化財群の情報発信を図っていきます。
- 調査にあたっては、地域住民や活動団体と協働で行うことで、地域の文化財と関わる人材の育成に努めます。

施策⑦ 「とうかいまるごと博物館」の整備・推進

【現状と課題】

東海村は、北は久慈川、東は太平洋に面し 38 km²という円形のコンパクトな面積の中に、石神城跡や真崎古墳群などの多くの史跡・遺跡などの文化財や豊かな自然環境が残されています。しかしながら、史跡等の案内看板や解説看板等が十分に整備されておらず、地域の資源を活かしきれていない現状にあります。また、住んでいる地域にどのような歴史があるのか、どのような文化財があるのかなどが十分に知られておらず、地域の文化財を地域の人々が知り、関心を高め、自分達の財産として認識し、地域の中で文化財を守り、活用するための取り組みが求められています。

村内に点在する史跡・遺跡や自然を「野外にある展示物」と捉え、(仮称)歴史と未来の交流館を拠点施設として、村全域をフィールドに歴史や自然環境に関するイベントや講座などの活動を展開していくことが必要です。

【取り組み内容】

■施策⑦ー1 とうかいまるごと博物館の整備

- 案内・解説看板、マップ等を整備し、現地で歴史を体感しながら理解できる環境を整備します。

■施策⑦ー2 とうかいまるごと博物館の推進

- まちあるき、見学会、講座、フィールドワークなどを組み合わせながら、歴史や自然を体感しながら楽しく学べる機会を提供します。
- 学校教育と連携し、教員の教材作りや研修への協力、課外学習を支援し、郷土教育を推進します。
- 健康づくりや観光など、あらゆる分野と連携した取り組みを検討・実施します。
- (仮称)文化財アドバイザー制度を導入し、職員では対応が難しい専門領域についても村民の方々の学習ニーズに対応できるような体制を整備します。

施策⑧ 文化財を通じたひとづくり

【現状と課題】

村内には歴史や自然について学ぶ活動を行っている団体や個人がいますが、これらの調査研究活動を支援し、その成果を発信する体制は整備されていない状況です。また、今後村の歴史や自然に関する調査研究を行う新たな人材を育成することが求められています。

既存の団体と連携しながらも広く村民から村内の歴史や自然に関する調査研究・情報収集のための人材を募り、地域の文化財保護活動の核となる人材を育成する仕組みの構築が必要です。

【取り組み内容】

■施策⑧-1 文化財を通じたひとづくり

- 楽しみながら、地域の文化財保護活動を行う核となる人材を育成する仕組みとして（仮称）市民学芸員制度を導入します。
- 地域の方々が地域の歴史を学んだ成果を発信する仕組みを構築します。
- まちあるきや見学会などの様々な体験をすることにより、先人の心や知恵を体得し未来へつなげることのできる人材を育成します。

施策⑨ 広報、情報発信の充実化

【現状と課題】

村広報紙を活用し、村にゆかりのある歴史や自然を紹介した「ふるさと歴訪」を毎月掲載し郷土愛の醸成を図っているほか、自然調査の成果を「自然調査最前線」として情報発信しています。また、年1回、情報誌「東海村の文化財と自然」、発掘調査報告年報を発行しています。

一方、村ホームページやSNS等を活用した情報発信は十分とは言えず、より多くの村民に情報を発信していくことが求められています。

【取り組み内容】

■施策⑨-1 広報、情報発信の充実化

- 文化財に関するHPを開設するなど、積極的に情報発信に努めます。
- 「溯源東海」の復刊、「ふるさと歴訪」の冊子化など、村に関係する調査・研究成果等を発信する取組みを検討・実施します。

4 計画推進にあたって

(1) 計画の推進体制

① 組織体制の整備

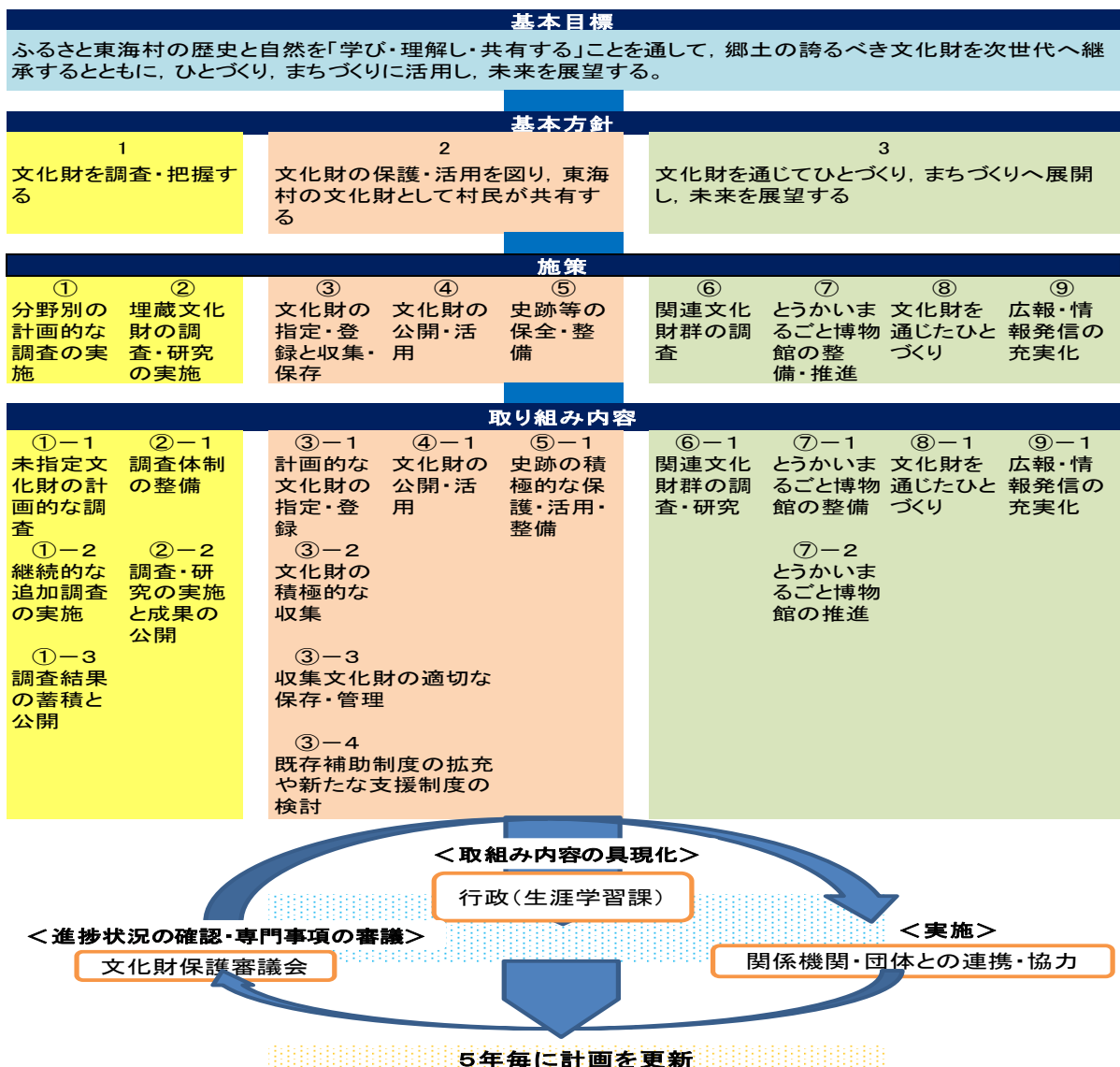
計画を着実に推進するためには、いかに計画の推進体制を整えるかが重要となります。計画的に専門職員を配置するなど、組織体制の整備を図ります。また、関係課及び関係団体等とも連携・協力して推進します。

② 文化財に関連する団体や人材の育成

文化財を活用した取組みを行っている団体との連携においては、既存の団体との協力体制はもとより、新たな人材の育成にも積極的に取り組みます。

(2) 計画の進行管理

計画の施策を実現するためには、各施策ごとの取り組み内容を計画的に実施するとともに、「計画・実施・点検評価・見直し」のPDCAサイクルにより、進行を管理していきます。計画に基づいた事業の内容及び進捗状況については教育委員会の諮問機関であり文化財に関する有識者で構成される東海村文化財保護審議会に定期的に諮りながら、計画的かつ効果的な推進を図ります。



5 資料

(1) 策定経過

文化財保護審議会 xvii

期日	回	議題
平成 28 年 5 月 31 日	第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ● 審議会への諮問 ● (仮称)歴史と未来の交流館整備実施計画策定のための「専門委員会」の設置について ● 文化財保護・活用計画の構成, 策定スケジュールについて
平成 28 年 7 月 5 日	第 2 回	● 文化財保護・活用の現状と課題について等
平成 28 年 9 月 25 日	第 3 回	● (仮称)歴史と未来の交流館整備実施計画の中間報告について
平成 28 年 11 月 16 日	第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ● (仮称)歴史と未来の交流館整備実施計画の最終案について ● 文化財保護・活用計画に盛り込む具体的施策について ● 教育委員会への答申(一部答申)
平成 29 年 2 月 23 日	第 5 回	● 文化財保護・活用計画(素案)について等
平成 29 年 3 月 21 日	第 6 回	● 文化財保護・活用計画(案)について
平成 29 年 6 月 30 日	第 1 回	● 文化財保護・活用計画(案)について
平成 29 年 12 月 13 日		● 教育委員会へ答申

村・議会

期日	会議等名称	内容
平成 29 年 12 月 18 日	政策会議	● 「東海村文化財保護・活用計画」の策定について
平成 30 年 1 月 25 日 ～ 平成 30 年 2 月 23 日	パブリックコメント	● 「東海村文化財保護・活用計画(案)」への意見募集について
平成 30 年 2 月 21 日	文教厚生委員会	● 「東海村文化財保護・活用計画(案)」の策定状況について
平成 30 年 3 月 5 日	庁議	● 「東海村文化財保護・活用計画」の策定について

○文化財保護審議会

【平成 28 年度】

氏 名	所属	備考
萩谷 信輝	水辺のムラ研究会会長	会長
廣瀬 誠	茨城県環境アドバイザー	副会長
安嶋 隆	茨城県環境アドバイザー	
藤井 学昭	願船寺住職	
高橋 修	茨城大学人文学部教授	
高橋 裕文	那珂市市史編纂委員	
瓦吹 堅	茨城考古学協会会長	
寺嶋 弘文	東海村史民俗編執筆者	

【平成 29 年度】

氏 名	所属	備考
萩谷 信輝	水辺のムラ研究会会長	会長
瓦吹 堅	茨城考古学協会会長	副会長
安嶋 隆	茨城県環境アドバイザー	
藤井 学昭	願船寺住職	
高橋 修	茨城大学人文学部教授	
高橋 裕文	那珂市市史編纂委員	

(2)参考資料

○指定文化財一覧

【県指定文化財】

種別	名称	数量	指定番号	指定年月日	所有者	所在地	
有形文化財	考古資料	じんぶつはにわ 人物埴輪	1 軀	考第 14 号	H6.1.26	東海村	船場 768
	絵 画	けんぼんちやくしよくしやうとくたいしやでん 絹本著色聖徳太子絵伝	1 幅	絵第 76 号	H18.11.16	願船寺	石神外宿 1047
記念物	史 跡	いしがみじやうあと 石神城跡	1	史第 41 号	H29. 12. 25	東海村	石神内宿本城 1244 他

【村指定文化財】

種別	名称	数量	指定番号	指定年月日	所有者	所在地
有形文化財	考古資料 ちよくとう 直刀 および みわだま 三輪玉	直刀 1 三輪玉 8	第2号	S56.2.25	東海村	船場768
	同 ぶじんはにわ 武人埴輪	1	第6号	S59.3.10	東海村	船場768
	同 どぐう 土偶	1	第7号	S59.3.10	東海村	船場768
	同 かまつきいせき しゅつどいぶつ 釜付遺跡出土遺物	手捏土器 77 剣形品 196 有孔円盤 126 勾玉 4 白玉 2 青銅製儀鏡 2	第21号	H14.7.1	東海村	船場768
	同 ほつこめえーいせき しゅつどひすいせいたいしゅ 堀米A遺跡出土翡翠製大珠	5	第25号	H25.10.23	東海村	東海三丁目7-1
	歴史資料 じょうしゅうはんだごしょうだいじんぐうえんぎ 常州埴田五所大神宮縁起, はんだじんぐうねんちゅうぎょうじならびにまつしめき 埴田神宮年中行事并末社記	1	第12号	S61.3.5	豊受皇大神宮	白方662-1
	彫刻 もくぞう あ み だにょらいりつぞう 木造阿弥陀如来立像(旧本尊)	1	第26号	H27.5.1	願船寺	石神外宿1047
	同 もくぞう あ み だにょらいりつぞう 木造阿弥陀如来立像(厨子入り)	1	第27号	H27.5.1	願船寺	石神外宿1047
	同 どうぞう あ み だにょらいりつぞう 銅造阿弥陀如来立像	1	第28号	H27.5.1	願船寺	石神外宿1047
	同 もくぞうしょうとくたいりつぞう 木造聖徳太子立像	1	第29号	H27.5.1	願船寺	石神外宿1047
	同 もくぞう あ み だにょらいりつぞう 木造阿弥陀如来立像(現本尊)	1	第30号	H27.5.1	願船寺	石神外宿1047
	同 もくぞうによいりんかんのんぞう 木造如意輪観音坐像	1	第31号	H27.5.1	如意輪寺	照沼55
民俗文化財	有形 じゅうおうぞう および だつえぼ 十王像 および 奪衣婆	十王像 10 奪衣婆 1	第8号	S59.3.10	如意輪寺	照沼55-1
	同 だんじょぞくたいぞう 男女俗体坐像	2	第9号	S59.3.10	如意輪寺	照沼55-1
	同 しょうきれいじんえま 鐘馗霊神絵馬	1	第11号	S59.3.10	虚空蔵堂	村松8
	同 れいげんぼく 霊験木	木片 1枚 附銭 53枚 頭髮少量	第20号	H6.3.8	虚空蔵堂	村松8

記念物	史跡	ごんげんやま こん 権現山古墳	1	第 13 号	S61.3.5	個人	村松 943-1, 2
	同	べつとうやま こん 別当山古墳	1	第 14 号	S61.3.5	個人	石神外宿 1208-1
	同	みとほけい わらまつせいらん ひ 水戸八景「村松晴嵐」の碑	1	第 22 号	H14.7.1	東海村	村松 135
	同	ふなつかごふんぐん ごうふん 舟塚古墳群2号墳	1	第 23 号	H20.12.24	個人	村松 1221-8, 1221-9 の一部
記念物	天然記念物	にょいりんじ 如意輪寺の常緑常葉樹	スタジイ 2 タブノキ 2	第 3 号	S58.4.20	如意輪寺	照沼 54, 57
	同	がんせんじ 願船寺のイチョウ	1	第 4 号	S58.4.20	願船寺	石神外宿 1047
	同	すみよしじんじや 住吉神社のサカキ	1	第 5 号	S58.4.20	住吉神社	石神外宿 1097
	同	エノキ	1	第 15 号	H元.3.6	個人	石神外宿 429-2
	同	カヤ	1	第 16 号	H元.3.6	個人	須和間 53-1
	同	モチノキ	1	第 17 号	H元.3.6	個人	石神内宿 1427
	同	ヤマザクラ	1	第 18 号	H元.3.6	個人	村松 943-1

○登録文化財一覧

【国登録有形文化財】

名称	数量	登録番号	登録年月日	所有者	所在地
てるぬまけじゅうたくおもや 照沼家住宅主屋	1 棟	08-222 号	H19.7.31	個人	照沼 23

【東海村「ふるさとの自然・文化」登録文化財】

登録番号	樹木名	数	所在地	備考
1	キリシマツツジ	1	村松 727	
2	カヤ	2	村松 727	
3	キリシマツツジ	1	舟石川 552 - 5	
4	キンモクセイ	1	石神外宿 815	
5	石神社のスギ(北側)	1	石神外宿 1	石神社
6	石神社のスギ(西側)	1	石神外宿 1	〃
8	サツキ(笑い獅子)	1	石神外宿 815	
11	ヤブツバキ	1	石神外宿 815	
12	ホオノキ	1	村松 2138	
13	ヤマザクラ	1	村松 2012-1	
14	スギ	1	須和間 1	住吉神社
15	クヌギ	1	村松 2040-4	

18	ヤマザクラ	1	須和間 1246-2	
21	シラカシ	1	須和間 589	
22	アカガシ	1	須和間 1	住吉神社
23	サカキ	1	須和間 1	〃
24	アカガシ	1	須和間 1	〃
25	ヒイラギ	1	亀下 304	
26	クロマツ(みこしの松)	1	豊岡 450	
27	クロマツ	1	豊岡 450	
28	ケヤキ	1	亀下 126	
30	スギ(幹まがり杉)	1	村松 1624 - 1	
31	エゾヤマザクラ	1	村松 1370-2	
32	スダジイ	1	村松 4 - 45	
33	エノキ	1	村松 4 - 45	
34	セイヨウシヤクナゲ	1	石神内宿 2248-5	
35	ヒサカキ	1	豊岡 1702-8	
36	ヤマザクラ	1	船場 616-4	
38	ナツグミ	1	照沼 869-1	

※7, 9, 10, 16, 17, 19, 20, 29, 37 は登録解除のため欠番。

○刊行図書一覧^{xviii}

No.	発行年	名称
1	1955	常陸國村松村の古代遺跡
2	1969	東海村須和間埋蔵文化財緊急調査報告書
3	1972	常陸須和間遺跡
4	1975	平原遺跡調査報告書
5	1977	小澤野遺跡調査概報
6	1978	小澤野-茨城県東海村須和間地区における古代集落の研究-
7	1982	常陸部原遺跡
8	1983	常陸馬頭根窠址
9	1983	茨城県教育財団文化財調査報告第 23 集二本松古墳・石神外宿 A・B 遺跡
10	1983	東海村平原遺跡調査報告
11	1986	東海村の遺跡 -埋蔵文化財包蔵地分布調査報告書-
12	1986	常陸釜付祭祀遺跡
13	1987	平原
14	1987	茨城県御所内遺跡
15	1988	須和間 12 号墳の調査

16	1989	石神城址 (第1次調査)
17	1990	常陸部原古墳
18	1991	平原B貝塚－茨城県那珂郡東海村縄文貝塚の調査－
19	1991	石神城址 (第2次調査)
20	1992	石橋向B・C遺跡
21	1992	石神城跡
22	1992	茨城県教育財団文化財調査報告第76集 石伏南遺跡・東原遺跡
23	1993	常陸白方古墳群
24	1994	常陸下ノ諏訪南遺跡
25	1996	常陸銭塚古墳・白方古墳群
26	1996	横谷津遺跡
27	1996	白方遺跡群
28	1997	二ノ堀B遺跡・八軒原A遺跡
29	1999	以古田A・以古田B・上ノ諏訪・石伏東遺跡
30	2001	茨城県教育財団文化財調査報告第177集 愛宕山古墳
31	2001	常陸江中子遺跡 -附・勝木田遺跡-
32	2001	常陸御所内窯跡
33	2001	常陸権現山古墳調査報告
34	2002	常陸真崎古墳群 -測量調査報告書-
35	2002	柵木内遺跡・橋壁遺跡
36	2004	荒谷台A・荒谷台B・荒谷台C・荒谷台D遺跡・中丸古墳
37	2004	庚申塚
38	2004	常陸下ノ諏訪1号墳
39	2005	石橋向A遺跡
40	2005	茨城県教育財団文化財調査報告第250集 村松白根遺跡I
41	2006	常陸茅山古墳
42	2007	常陸真崎古墳群
43	2007	茨城県教育財団文化財調査報告第284集 村松白根遺跡II
44	2008	茨城県教育財団文化財調査報告第302集 田向遺跡
45	2008	二ノ堀A遺跡 村道1076号線歩道整備事業に伴う発掘調査
46	2009	向塚越遺跡・荒工遺跡
47	2009	塚越遺跡 村道0108線延伸整備に伴う発掘調査
48	2009	荒工遺跡2-東海PAスマートIC関連工事に伴う埋蔵文化財調査報告書-

49	2009	笠内遺跡・広野遺跡 広野地区農道整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査
50	2009	白方遺跡群－東海村立白方小学校建設工事に伴う発掘調査報告書－
51	2012	堀米A遺跡(第1次調査)－東海村照沼小学校建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－
52	2012	堀米A遺跡(第2次調査)－東海村照沼小学校建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－
53	2013	堀米A遺跡(第3・4次調査)－東海村照沼小学校建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－
54	2014	西光遺跡－西光地区農道整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－
55	2014	平成24年度 東海村内遺跡発掘調査報告書
56	2015	平成23年度 東海村内遺跡発掘調査報告書
57	2015	西光遺跡(3次)－北原地区農道整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－
58	2015	平成25年度東海村内遺跡発掘調査報告書
59	2016	平成26年度東海村内遺跡発掘調査報告書
60	2017	平成27年度東海村内遺跡発掘調査報告書
61	1978	東海村の石仏・石塔
62	1980	東海村の指定文化財
63	1981	東海村のむかし話と伝説
64	1986	東海村の民俗
65	1988	東海村史編纂資料Ⅰ 村松村郷土誌・那珂郡石神村是調査表
66	1991	村の歴史と群像
67	1992	東海村史(通史編)
68	1992	東海村史(民俗編)
69	1993	東海村の指定文化財
70	1993	東海村史編纂資料Ⅱ 東海村諸家文書目録
71	1995	ふるさとの自然
72	1995	石神後鑑記(復刻)
73	1996	諸家文書資料
74	2000	常陸国石神城とその時代
75	2006	東海村文書資料
76	2009	文化六年石神組御用留
77	2016	東海村文書資料(Ⅱ)
78	2016	東海村の今昔 写真集
79	2016	民話紙芝居集 東海村の民話
80	1987	溯源東海 創刊号
81	1988	溯源東海 第2号

82	1989	溯源東海 第3号
83	1990	溯源東海 第4号
84	1991	溯源東海 第5号
85	2000	溯源東海 第6号
86	1994	東海村の自然
87	2007	東海村の自然誌
88	2018	東海村の自然誌II

○東海村略年表

和暦	西暦	概要
旧石器		○旧石器時代，石器製作の痕跡が見つかる。（西光遺跡）
縄文		○海進が進み，石神外宿貝塚，御所内貝塚，平原貝塚，真崎貝塚などが形成される。 ○台地上に堀米A遺跡などの集落が営まれる。
弥生		○雑兵遺跡，石神外宿B遺跡などの集落が営まれる。
古墳 前期	300	○集落規模が拡大し湿田開発が進められる。（小澤野遺跡） ○方形周溝墓が作られる（須和間遺跡）
古墳 中期	400	○豪族が台頭し前方後円墳が増加する。（権現山古墳） ○那賀国造の支配が始まる。 ○石上部が設定される。
後期	500	○古墳群が形成される。（舟塚古墳群・真崎古墳群など） ○横穴墓が造られる。（下ノ諏訪横穴群・真崎横穴群）
和銅年間	708 ～ 714	○蝦夷征討のため軍役徴発・移民，武器・物資の調達・輸送が盛んに行われる。
養老年間	717 ～ 723	○このころ『常陸国風土記』編纂。
久安年間	1145 ～ 1151	○小野崎通盛，小野崎城を築く。
文暦二年	1235	○鹿島神宮，神社用途御供目録を定めた中に，白方20石の記載あり。
康永二年 興国四年	1343	○1月書き写しの「鹿島神宮領田数注文案」に白方14町半とあり。
康応元年 元中六年	1389	○吉田白方氏，鹿島大祭使役を勤める。

永享四年	1432	○足利持氏，石神城合戦で小野崎越前三郎に感状を与える。
応仁元年	1467	○応仁の乱起こる。 ○佐竹義人，竹瓦を小野崎越前三郎に料所として預ける。
応仁二年	1467	○宗祇，村松に滞在し歌を詠む。
文明 十七年	1485	○村松山虚空蔵堂，兵火で焼失。
明応二年	1493	○この頃，佐竹宗家と山入氏の和議成立。
明応三年	1494	○これより前，佐竹の乱で白方，須和間，竹瓦などの料所が小野崎氏に押領される。
慶長五年	1600	○関ヶ原の合戦で徳川家康勝利。
慶長七年	1602	○佐竹義宣，秋田へ移封。 ○小野崎通広，佐竹氏に従い出羽へ赴く。（石神城廃城）
慶長八年	1603	○徳川家康，江戸幕府を開く。
元和九年	1622	○大風のため砂に吹き埋められて長年迷惑と村松浜の百姓16人が連記して移住を願い出る。
正保元年	1644	○水戸藩の知行割りにより，須和間・船場・舟石川・石神外宿・石神内宿・白方・亀下・竹瓦が水戸藩士の知行地となる。
寛文元年	1661	○徳川光圀，水戸藩第二代藩主となる。
寛文二年	1662	○村松茂清「算組」成る。
天和二年	1682	○徳川光圀，村松山虚空蔵堂の伽藍を修復する。
貞享三年	1686	○徳川光圀，村松山虚空蔵堂の虚空蔵尊を修繕さす。
元禄七年	1694	○徳川光圀，大神宮の神殿を造営する。
元禄九年	1696	○徳川光圀，領内の神社整理を実施。 ○徳川光圀，豊受皇大神宮に神鏡を奉納。
元禄 十五年	1702	○丸山澄仲活父撰「常州埴田五所大神宮縁起」成る。
宝永元年	1704	○如意輪寺にこの年在銘の足崎村照沼庄兵衛夫婦の像あり。
享保 十六年	1731	○如意輪寺にこの年在銘の十王像あり。
寛延二年	1749	○岡部玄徳，『石神後鑑記』を著す。

天明六年	1766	○全国的規模の大凶作に加え、領内大洪水。
享和二年	1802	○水戸領11郡となり、石神に郡役所が置かれ、石神組が成立する。
文化四年	1807	○小宮山楓軒の『水府志料』編纂成る。
文政十二年	1829	○徳川斉昭、水戸藩第9代藩主となる。
天保四年	1832	○徳川斉昭、村松大神宮へ参詣。 ○このころ「水戸八景」に村松晴嵐が選定される。
天保十三年	1842	○水戸藩検地で、当地方の村でも郷役人らを選び「天保検地帳」が作成される。
天保十四年	1843	○水戸領内で神仏分離政策が強行され、寺社整理される。
弘化元年	1844	○幕府、徳川斉昭に致仕・謹慎を命ず。その雪冤のため村内から行動を起こす者続出、尊王攘夷派の始まりとなる。
安政三年	1856	○西野長次郎、真崎浦・細浦の干拓願い出る。
元治元年	1864	○水戸藩尊攘激派、攘夷決行を唱え筑波山に挙兵。 ○那珂湊を中心に尊攘派軍と追討軍の合戦が激しくなり当地方も戦場となる。 ○真崎浦・細浦の干拓中止。
明治四年	1871	○廃藩置県により水戸県（のちに茨城県）となる。 ○西野長次郎に真崎浦干拓の許可下る。
明治六年	1873	○石神小学校、村松小学校設置。 ○鏑木辰五郎に真崎浦干拓の許可下る。
明治八年	1875	○鏑木辰五郎による真崎浦干拓（～明治二十五年まで）
明治二十一年	1888	○市制・町村制公布。
明治二十二年	1889	○大日本帝国憲法発布。 ○石神村・村松村誕生。
明治二十六年	1893	○亀下に木橋架設さる。
明治二十七年	1894	○日清戦争
明治二十八年	1895	○石神外宿の渡しに木橋架設さる。
明治三十年	1897	○日本鉄道「磐城線」（水戸－平間）開業。（明治34年日本鉄道海岸線・明治42年国鉄常磐線と改称）

明治 三十一年	1898	○石神駅開業。 ○竹瓦に木橋（香取橋）架設さる。
明治 三十三年	1900	○村松村大火。
明治 三十七年	1904	○日露戦争
明治 四十二年	1909	○村松村役場新築。 ○白方富士の腰に日本鉱業により煙害調査のための農場設置される。
明治 四十三年	1910	○「石神村是」策定。
明治 四十四年	1911	○「村松村是」策定。 ○真崎浦耕地整理組合による真崎浦の干拓。（大正8年まで）
大正二年	1913	○新川保全のため、砂丘12町歩に砂防林を植栽。
大正三年	1914	○第一次世界大戦 ○日立鉱山の大煙突完成。
大正七年	1918	○海岸砂防林造成試験地に村松海岸が選ばれる。
大正八年	1919	○真崎浦干拓，65町歩を干拓したまま中断。 ○砂防林造成事業開始。（昭和28年まで）
大正 十五年	1926	○村松軌道開業（石神駅－阿漕間）。
昭和五年	1930	○榊橋竣工。
昭和六年	1931	○満州事変
昭和八年	1933	○村松軌道廃止。 ○救農土木事業として真崎浦干拓再開。
昭和十年	1935	○村松晴嵐荘開荘。
昭和 十二年	1937	○村松晴嵐荘，国立結核療養所となる。 ○日中戦争
昭和 十三年	1938	○真崎浦干拓事業完了。（総面積131町歩）
昭和 二十年	1945	○米軍の艦砲射撃を受ける。 ○広島・長崎に原爆投下。 ○国立療養所村松晴嵐荘となる。 ○太平洋戦争終戦（1941～）

昭和 二十二年	1947	○村松中学校，石神中学校開校（小学校に併置）。
昭和 二十三年	1948	○村松中学校と石神中学校が合併し，東海中学校が開校。村松村，石神村の組合立とする。
昭和 三十年	1955	○村松村，石神村の合併により東海村が誕生。 （人口：11,583人，初代村長：川崎義彦）
昭和 三十一年	1956	○日本原子力研究所の東海村設置決定。 ○東海村役場新庁舎完成。
昭和 三十二年	1957	○石神駅を東海駅と改称。 ○原研第一号原子炉（JRR-1）臨界。
昭和 三十三年	1958	○暴風雨により竹瓦橋流失。 ○『東海村誌』刊行。
昭和 三十四年	1959	○原子燃料公社東海製錬所開所。
昭和 三十五年	1960	○日本原子力発電（株）東海発電所建設工事着手。
昭和 三十六年	1961	○石神外宿から石棺・埴輪出土。 ○東海駅構内で急行いわて号脱線転覆事故。 ○放射線医学総合研究所東海支所開所。
昭和 三十七年	1962	○久慈大橋開通。 ○原研動力試験炉が日本初の原子力発電に成功。
昭和 三十九年	1964	○東海村役場全焼。
昭和 四十年	1965	○第一化学薬品（株）東海研究所開所。
昭和 四十一年	1966	○東海村役場新庁舎完成。 ○（財）日本原子力普及センター完成。 ○原電・東海発電所営業運転開始。 ○住友原子力工業東海研究所開所。
昭和 四十二年	1967	○動力炉・核燃料開発事業団東海事業所設立。
昭和 四十六年	1971	○緑ヶ岡団地造成始まる。 ○都市計画法に基づく区域指定。 ○東京大学大学院工学系研究科附属原子力工学研究施設の高速中性子源炉臨界。 ○動燃東海事業所が使用済み核燃料再処理工場の建設着手。

昭和 四十八年	1973	○原電・東海第二発電所建設工事着手。
昭和 五十一年	1976	○南台団地造成始まる。 ○須和間古墳の発掘調査
昭和 五十二年	1977	○東海村文化協会発足
昭和 五十三年	1978	○原電・東海第二発電所営業運転開始。
昭和 五十四年	1979	○第一回東海まつり開催。
昭和 五十五年	1980	○東海音頭発表。
昭和 五十六年	1981	○手甲をつけた男子埴輪，三輪玉つき直刀を村指定文化財に指定。（村指定第1号・第2号）
昭和 五十八年	1983	○馬頭根遺跡発見。
昭和 六十年	1985	○常磐自動車道開通（日立南ICまで）。 ○平原工業団地の造成完了。
平成二年	1990	○東海村の自然調査会発足。
平成三年	1991	○「東海十二景」選定。
平成四年	1992	○木内克大賞野外彫刻展開催。 ○「東海村史」発行。
平成六年	1994	○「人物埴輪」が県指定文化財に指定される。
平成九年	1997	○東海村役場新庁舎完成。 ○動燃東海事業所のアスファルト固化施設で火災・爆発事故発生。
平成十年	1998	○原電・東海発電所が営業運転停止。 ○核燃料サイクル開発機構発足。
平成 十一年	1999	○(株)ジェー・シー・オー東海事業所で国内初の臨界事故発生。

平成 十五年	2003	○「村松海岸砂防林造成の碑」序幕。 ○県道日立東海線・留大橋開通。
平成 十六年	2004	○独立行政法人日本原子力研究開発機構の本社を東海村に設置。
平成 十八年	2006	○「絹本著色聖徳太子絵伝」が県指定文化財に指定される。
平成 二十一年	2009	○「常磐自動車道東海スマートインターチェンジ」が開通。 ○「J-PARC（大強度陽子加速器施設）」の第1期分が完成し、実験を開始。
平成 二十三年	2011	○東日本大震災発生。

参考・注釈

- i 文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室 「歴史文化基本構想」策定ハンドブック
- ii 歴史文化基本構想は、平成 19 年 10 月に文化審議会文化財分科会企画調査会（平成 18 年 7 月 21 日設置）から出された「地域の文化財をその周辺環境も含め社会全体で総合的に保護・活用していくために、地方公共団体で策定することが重要である」との提言により文化庁が策定を推奨するもの。また、文化芸術振興基本法に基づき定められた「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）において、「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」は、重点的に取り組むべき施策として位置づけられている。
- iii 東海村の自然調査会編「3. 大地の歴史（地史）」『東海村の自然』平成 6 年
- iv 東海村史編さん委員会編「第一節 那珂国と久慈国の水辺環境」『東海村史 通史編』P.89, 平成 4 年
- v 東海村史編さん委員会編「第二節 石上部と真崎浦」『東海村史 通史編』P.93, 平成 4 年
- vi 東海村史編さん委員会編「第四節 石橋駅家」『東海村史 通史編』平成 4 年
- vii 東海村史編さん委員会編「晴嵐荘の生いたちと東海村」『溯源東海』昭和 63 年
- viii 東海村史編さん委員会編「第二節 原子力関係施設の設置とその変遷」『東海村史 通史編』平成 4 年
- ix 茨城県教育財団『茨城県教育財団文化財調査報告第 284 集 村松白根遺跡Ⅱ』平成 17 年
- x 東海村史編さん委員会編「歴史的環境と民俗」『東海村史 民俗編』平成 4 年
- xi 東海村史編さん委員会編「歴史的環境と民俗」『東海村史 民俗編』平成 4 年
- xii 志田 諄一「宗祇の村松への船旅」『村史悠遊』平成 2 年
- xiii 東海村史編さん委員会編「十三参り」『村の歴史と群像』平成 3 年
- xiv 東海村史編さん委員会編「村の荒廃と細浦・真崎浦の干拓」『東海村史 通史編』平成 4 年
- xv 東海村史編さん委員会編「農業の変遷」『東海村史 通史編』平成 4 年
- xvi 本計画の文化財の定義は文化財保護法での定義に準拠する。文化財保護法での文化財の定義は以下のとおり。

■文化財保護法

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能，民俗技術及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚，古墳，都城跡，城跡，旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの，庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地，繁殖地及び渡来地を含む。），植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

xvii 文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成 19 年 10 月 30 日）において，「有形・無形の文化財を，歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて「相互に関連のある一定のまとまり」（「関連文化財群」として捉え）」とあることから，本計画においても，「関連文化財群」と称す。

xviii 一部，東海村が刊行していないものも含む。

xvii 東海村文化財保護審議会は，文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 190 条第 1 項の規定により，昭和 55 年に教育委員会に設置された。教育委員会の諮問に応じて，文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し，これらの事項について教育委員会に建議する。